

豊中市助産の実施に関する事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（以下「法」という。）に基づく助産の実施について、法令に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(入所の要件)

第2条 法第22条の規定による助産施設への入所対象者は、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく被保護世帯とする。ただし、やむを得ない特別の理由があり、社会保険未加入者についてはこの限りではない。

(入所申込書)

第3条 法施行規則第22条第3項による入所申込は、別記様式第1号によるものとする。

(入所承諾書等)

第4条 市長は助産の実施を決定したときは、本人に対しては別記様式第2号による承諾書を、助産施設の長に対しては別記様式第2号による承諾書及び別記様式第9号による助産券を交付する。

2 助産の実施を解除したときは、本人及び助産施設の長に対し別記様式第4号による通知書を交付する。

3 助産の実施が適当でないと決定したときは、本人及び助産施設の長に対し別記様式第3号による通知書を交付する。

(費用の市負担)

第5条 入所者については、「児童福祉法による児童入所施設措置費国庫負担金交付要綱」（平成11年4月30日厚生省発児第86号）に基づき、次の各号に掲げる費用を市が負担する。

(1) 入所申込みから助産を受けるまでの期間に、当該助産施設において算定された費用

- ① 「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）及び「入院時食事療養費の算定基準」（平成18年厚生労働省告示第99号）に準ずる費用
- ② 分娩介助料
- ③ 胎盤処置料
- ④ 新生児介補料
- ⑤ 保険料

- (2) 新生児にかかる「診療報酬の算定方法」(平成20年厚生労働省告示第59号)及び「入院時食事療養費の算定基準」(平成18年厚生労働省告示第99号)に準ずる費用

附 則

- 1 この要綱は、昭和51年10月1日から実施する。
- 2 昭和43年3月制定の「助産施設への入所措置事務処理要綱」は廃止する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年7月21日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和8年6月16日から実施する。